

目黒区子ども総合計画の改定について

1 目黒区子ども総合計画改定の趣旨

(1) 計画改定の背景

目黒区子ども総合計画（平成27年度～31年度）の計画期間が、平成31年度末で終了する。目黒区子ども総合計画は、「目黒区子ども条例」の趣旨である、子どもの権利を尊重し、子どもが自らの意思で成長していく「子育て」を支えるまちの実現を目指している。

平成27年4月から本格施行された「子ども・子育て支援新制度」では、区が現在のサービスの利用状況や今後の利用希望に関する区民ニーズを調査し、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、保育園における待機児童の解消など乳幼児期の教育や保育、子育て支援の充実を計画的に進めているところである。

これらを踏まえ、より区民ニーズに対応した計画改定を行う。

(2) 改定後の計画の性格

ア 目黒区子ども条例第5条第1項に基づく子ども総合計画である。

イ 区の全体計画である「目黒区基本計画」を上位計画としてその補助計画とする。

ウ 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく区市町村子ども・子育て支援事業計画を含んでいる。

エ「実施計画（平成30年度～34年度）」、「保健医療福祉計画（平成30年度～34年度）」等の関連計画との整合を図る。

(3) 計画の期間

区市町村子ども・子育て事業計画の計画期間が5ヵ年であることから、平成32年度から平成36年度までの5年間とする。

2 計画改定の進め方

(1) 子ども施策推進会議への諮問

子ども総合計画を改定するにあたり、子ども施策推進会議に諮問し、意見を計画に反映させる。

【諮問案】

目黒区子ども総合計画改定に向けての基本的な考え方について、目黒区子ども条例第6条第2項の規定に基づき諮問します。

(2) 子ども施策推進会議における検討

これまでの計画の実績・進捗状況を評価・検証しながら推進会議で検討の方向性を議論する。推進会議で検討の方向性を議論したのち、学識経験者を構成員とした小委員会を設置し、課題を検討する。

(3) 基礎調査等

計画改定の基礎資料とするため、就学前児童保護者、就学児童保護者、小・中・高校生等を対象に基礎調査等を実施する。

(4) 子ども施策推進会議からの答申

基礎調査の結果を踏まえ、答申を受ける。

(5) 計画改定

答申を踏まえた改定素案を策定し、パブリックコメント手続きを経て計画改定を行う。

(6) 庁内検討組織

計画改定にあたり、政策決定会議の下部機関である子ども・青少年担当者会議で全庁的な調整を行うとともに、関係各課と連携を図りながら実務的な改定作業を行う。

3. 今後のスケジュール(予定)

平成30年度

平成30年6月5日 目黒区子ども施策推進会議に諮問

平成30年10月 基礎調査実施

平成31年度

平成31年6月 目黒区子ども施策推進会議答申

平成31年10月 計画改定素案決定・パブリックコメント

平成32年3月 改定案決定・公表

平成32年4月 施行

以 上